

議案第 22 号

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る木古内町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。